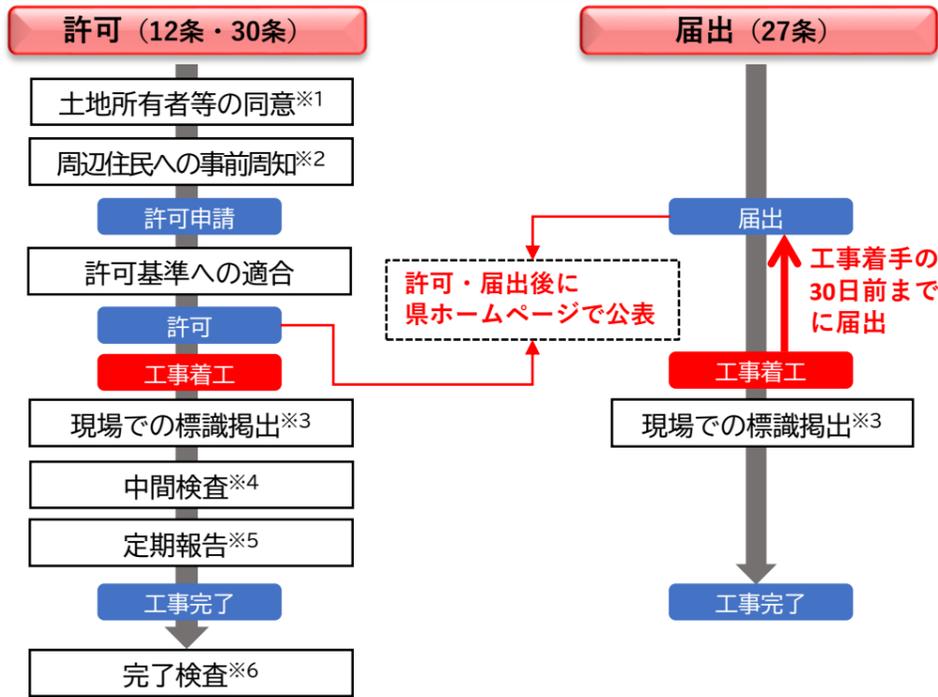


盛土等の行為の手続き

- 新規の盛土等の行為は、工事着手前に「許可書の交付」または「着手30日前の届出」が必要です。
- 規制区域の指定（運用開始）前に既に工事着手している盛土等の行為は、規制区域の指定日（令和7年4月1日）から**21日以内**（4月22日（火）まで）に届出が必要です。

新規の盛土等の行為の許可申請から工事完了までの流れ



- ※1：土地の所有権等の権利を有する者の**全ての同意**が必要
- ※2：住民説明会、書面配布、HPなどの方法による
- ※3：工事主氏名、許可年月日等
- ※4：特定工程（埋設される排水施設を設置する工事の工程）が対象。なお、「一時的な土石の堆積」は対象外
- ※5：3か月ごとに報告
- ※6：「一時的な土石の堆積」は、土石が撤去されていることを現地確認

【参考】
開発許可を受けたものは盛土の許可手続きが不要
 都市計画法第29条の許可（開発許可）を受けた盛土等の行為は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。
 ただし、盛土規制法に基づく標識掲出や定期報告、中間検査は必要となります。

○許可基準

許可が必要となる場合は、安全な盛土等の造成のため、許可基準が適用されます。
 ※詳しくは盛土規制法12条2項、13条、30条2項、31条、政令6条から22条、30条をご確認ください。
 ※法12条・30条許可以外の行為は、許可基準は適用されませんが、許可基準を参考に安全確保に努めてください。

（盛土・切土）

- 盛土又は切土による崖を生じる場合、擁壁や崖面崩落防止施設を設置すること
- 崖面以外の地盤面には植栽、芝張り等の措置を講ずること
- 擁壁等の設置を要さない崖面には石張等の措置を講ずること
- 盛土は、雨水や地下水の浸透による緩み、崩壊等を生じないよう措置を講ずること など

（一時的な土石の堆積）

- 土石の堆積は、勾配が1/10以下である土地で行うこと
- 高さに応じた離隔距離を周囲に設けること
- 地表水を排除する措置を講ずること など

○許可に必要な書類

（盛土・切土）

許可申請書（省令別記様式2）、位置図、地形図、土地の平面図・断面図、排水施設の平面図、崖の断面図、擁壁の断面図・背面図、崖面崩壊防止施設の断面図・背面図、その他必要と認めるもの
 ※主な図面・図書を記載しております。詳しくは省令7条1項をご確認ください。

（一時的な土石の堆積）

許可申請書（省令別記様式4）、位置図、地形図、土地の平面図・断面図、その他必要と認めるもの
 ※主な図面・図書を記載しております。詳しくは盛土規制法施行規則7条2項をご確認ください。

法21条1項・40条1項届出

○令和7年4月1日（運用開始日）よりも前に既に工事着手している盛土等の行為は、**21日以内（令和7年4月22日まで）に届出が必要**です。（法21条1項・40条1項届出）
 （参考）令和7年3月31日までに盛土等に係る工事が完了している場合は、手続きの必要はありません。



熊本県 HP



熊本市 HP

規制区域は
 県市HPで確認できます



国土交省 HP

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法） 令和5年5月26日施行

主に建設業者、残土処分業者向け

盛土等の行為は許可・届出が必要となります

盛土規制法とは

盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため**土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、一定規模以上の盛土等について、許可・届出**により、危険な盛土等を規制する法律です。

規制区域の指定（運用開始）時期

県内では、**令和7年4月1日に全域※を対象**として、「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」を指定しました。
 ※一部、造成宅地防災区域に指定した区域を除く。

令和7年4月1日から
 運用開始

必要な手続き、適用される基準等

規制区域内で、一定規模以上（下段参照）の「土地の形質の変更（盛土・切土）」又は「一時的な土石の堆積」を行う場合に、あらかじめ許可・届出が必要となります。

宅地造成等工事規制区域【宅造区域】

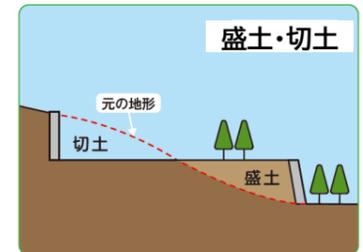
市街地や集落など盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域【特盛区域】

地形等の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア等



■規制区域のイメージ はHPで公表



- 宅地造成の盛土・切土
- 残土処分場の盛土・切土
- 太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 など



- 山砂など土木建設資材のストックヤード
- 土砂のストックヤードにおける仮置き など

※イラスト:国土交通省パンフレットより引用

■規制対象となる盛土等の行為のイメージ

○許可・届出が必要な盛土等の行為の規模 ※具体的な事例はP2参照

	宅地造成等工事規制区域において許可対象			特定盛土等規制区域において許可対象	
				特定盛土等規制区域において届出対象	
土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3000㎡超 となるもの(①~④を除く)
一時的な土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 2m超 かつ面積が 300㎡超 1500㎡超 300㎡超 となるもの			⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3000㎡超 500㎡超 となるもの	

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜お問い合わせ先＞

熊本県土木部建築住宅局建築課 盛土対策室 電話 096-333-2555
 熊本市都市建設局都市政策部都市安全課（宅地対策班） 電話 096-328-2926

令和7年4月作成

造成行為を伴う本体工事と、関連する行為の許可・届出の要否

※許可・届出が必要となる盛土等の規模は、1ページの表をご参照ください。

【盛土・切土、土石の堆積で必要となる手続き】
法12条(宅造区域)・30条(特盛区域)許可法27条(特盛区域)届出

□ : 許可・届出の手続きが**必要**な行為
■ : 許可・届出の手続きが**不要**な行為

※写真はイメージです。

【土砂の採取】 盛土・切土の許可・届出
山から土砂を切り出し、採取する行為

ただし、採石法や砂利採取法に基づく認可を受けた工事は、許可・届出の手続きは不要です。(法12条1項、政令5条1項)



【土砂ストックヤードへの搬入】
採取した土砂をストックヤードに土砂を搬入する行為 土石の堆積の許可・届出

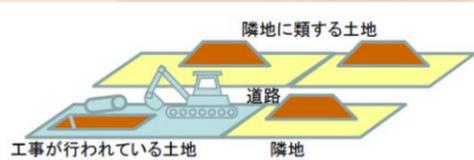
搬入業者が自ら「土石の堆積」の許可・届出を行うか、許可・届出が行われているストックヤードへ搬入してください。



【本体工事の現場やその付近での土砂の仮置き】 手続き不要

本体工事現場(またはその付近)にて、当該工事に使用するため、又は当該工事で発生した土砂を仮置きする行為

請負契約図書や工事施工計画書等に工事現場として位置づけられた土地、または本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。



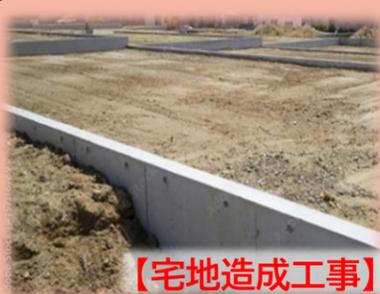
【30cmを超えない敷地の敷き均し等】 手続き不要

「災害の発生のおそれがないと認められる工事」に該当

建築物の基礎工事に伴う掘削や埋戻しも手続きは不要です。



《本体工事》



【宅地造成工事】

【造成工事】

盛土・切土を伴う造成行為

盛土・切土の許可・届出

※【みなし許可】都市計画法に基づく29条開発許可を受けた場合は、盛土規制法の許可・届出を行ったものとみなされますので改めての許可・届出の手続きは不要です。

みなし許可の場合であっても、建設発生土を当該用地外へ搬出する場合は、残土処分場やストックヤード等について、盛土規制法に基づく許可・届出の手続きが必要です。



【駐車場造成工事】 など



【道路工事】

【「公共施設用地」内の工事】

法2条1項1号及び施行令2条に規定する、道路や河川等の公共施設の用地内で行われる本体工事、本体工事に伴う土砂を一時的に仮置きする行為

規制対象外



【河川工事】

道路や河川など、公共施設用地における工事であっても、建設発生土を当該用地外(残土処分場やストックヤード等)へ搬出する場合は、「盛土・切土」又は「土石の堆積」の許可・届出の手続きが必要です。



【砂防設備工事】



【学校】など

【残土処分場への処分】

本体工事で発生した土砂を、残土処分場で処分する行為 盛土・切土の許可・届出

工事施行者や土地所有者が自ら「盛土・切土」の許可・届出を行うか、許可・届出が行われている残土処分場で処分してください。



【土砂ストックヤードへの搬入】

本体工事で発生した土砂を、ストックヤードに搬入する行為 土石の堆積の許可・届出

工事施行者や土地所有者が自ら「土石の堆積」の許可・届出を行うか、許可・届出が行われているストックヤードへ搬入してください。



【土砂の仮置き】

土石の堆積の許可・届出

本体工事で発生した土砂を、別の造成工事での使用や残土処分のために、別の場所で仮置きする行為



別の造成工事での再利用をするために一時的に土砂を置いておくなど、本体工事での使用とは違う目的で、土砂を仮置きする場合は、新たに「土石の堆積」の許可・届出の手続きが必要です。

【別の造成工事での再利用】

本体工事で発生した土砂を、別の箇所で、新たに行う盛土・切土を伴う造成行為 盛土・切土の許可・届出



本体工事とは別の場所で、新たな造成工事を行う場合は、「盛土・切土」の許可・届出の手続きが必要です。

【参考1】規制対象外 | 規制の対象外となる工事 (法2条1項1号、政令2条、省令1条)

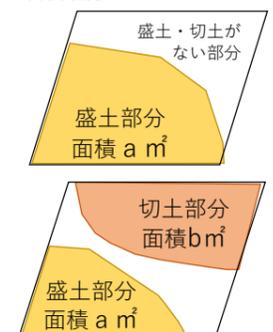
- 道路、公園、河川等の公共施設用地内における工事及び当工事現場やその付近での土砂の仮置きや工事用道路(仮設道路)の設置等
- 砂防施設、港湾施設、漁港施設、鉄道等の公共の用に供する施設における工事
- 学校、廃棄物処理施設、水道、下水道等の国又は地方公共団体が管理する施設における工事

【参考2】手続き不要 | 許可・届出が不要となる工事 (政令5条1項、省令8条)

- 採石法、砂利採取法等による許可を受けた工事
- 国等が非常災害のために必要な応急処置として行う工事
- 30cmを超えない盛土・切土等
- 本体工事の現場やその付近での土砂の仮置きや工事用道路(仮設道路)の設置等

【参考3】盛土等の許可・届出対象面積の算定方法

【盛土・切土の場合】
盛土・切土を行う部分の合計面積



【土石の堆積の場合】
土石の堆積を行う部分の合計面積



【参考4】工事着手及び完了の時期による許可・届出の要否

		運用開始日 (R7.4.1予定)	
①	着手 → 完了	手続き不要	運用開始までに工事完了する場合、許可・届出は不要
②	着手 → 21日以内 届出 → 完了	(法21条1項・40条1項) 届出	運用開始日以降も継続して工事を行っている場合、運用開始日から21日以内に届出が必要
③	許可 着手 → 30日前まで 届出 着手	(法12条・30条) 許可 (法27条) 届出	運用開始後に工事着手する場合は、許可が必要 届出の場合は、30日前までに届出

【注意】

運用開始日より前に既に着手している場合で、**□**に該当する行為は、運用開始日から21日以内に届出が必要です。(法21条1項、40条1項)

詳細はこちら↓
「盛土規制法に関する手続き」(県HP)

